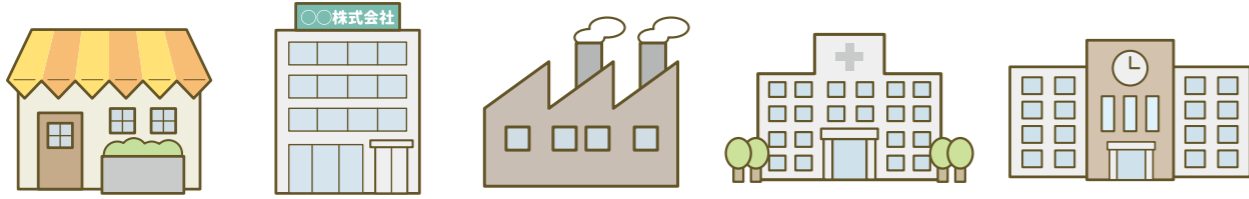


「事業ごみ」と「家庭ごみ」の違い

このはわかり帳では、事業活動に伴って生じる廃棄物を事業ごみといいます。
「事業活動」とは、店舗・工場・会社・事務所などに加え、病院・学校・官公庁など、公共サービス等の活動も含まれます。また、法人や個人事業主のほか、町内会・自治会等の活動も含まれます。



違い① 【排出事業者に責務がある】

廃棄物処理法では、事業ごみは、廃棄物を排出した事業者（以下、「排出事業者」という）自らの責任で処理することが責務とされています。

事業ごみを処理する場合には、自社で処理するか、許可業者に委託する必要があります。廃棄物はきちんと分別し、許可業者に委託する場合は、廃棄物の処理が適正に行われているか必ず確認をしましょう。

また、再生利用を行うなど、ごみの減量に努めることも排出事業者の責務とされています。

違い② 【家庭ごみとしての排出禁止】

事業ごみを家庭ごみの集積場所に捨てる行為は不法投棄として処罰されることがあります。量にかかわらず、必ず排出事業者の責任で処分してください。【罰則：5年以下の拘禁刑・1千万円（法人は3億円）以下の罰金刑（併科あり）】

●店舗兼住宅の場合

同一の建物であっても、事業ごみと家庭ごみは区別しなければなりません。それぞれ分別や処理方法が異なりますので、注意してください。



資源循環促進税活用事業
環境税が用いられています
愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん
許諾番号：801033

お問合せ先

事業ごみの分別・処理の方法について

廃棄物対策課 TEL 089-948-6959 FAX 089-934-1928

市のごみ処理施設の受入基準について

清掃施設課 TEL 089-948-6902 FAX 089-934-1825

市のごみ処理施設

南クリーンセンター

松山市市坪西町 1000 番地 1

TEL 089-971-8862
FAX 089-971-7400



南クリーンセンター
概要

西クリーンセンター

松山市大可賀三丁目 525 番地 6

TEL 089-953-1153
FAX 089-953-2811



西クリーンセンター
概要

この「事業者用ごみ分別はわかり帳」は、松山市と株式会社ブロックが協働事業として発行しました。行政情報（事業ごみの分別）に加えて、事業活動に伴って生じる廃棄物に関する民間の環境への取組やサービスの広告など、市内の事業者の皆さまが適正に廃棄物を処理するために役立つ情報を掲載しました。本誌に掲載されている情報は令和8年3月現在のものです。その後、内容に変更が生じる場合もありますので、ご注意ください。株式会社ブロックでは個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」及びプライバシーポリシーを遵守し、プライバシー保護に努めています。また、P28・P29 裏表紙の広告について、松山市は責任を負いません。内容については株式会社ブロック（TEL089-985-3339）にお問合せください。

松山市

1人1日当たりのごみ排出量（令和5年度実績）

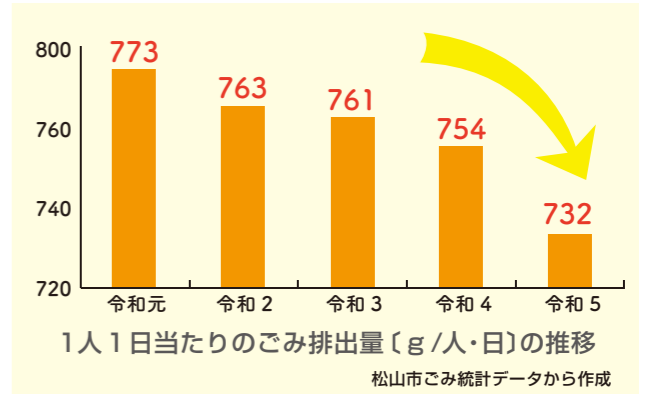
全国の県庁所在地で最少！

中核市でも2番目に少ない結果に！

松山市は1人1日当たりのごみ排出量の少なさが県庁所在地で1位、中核市で2位になるなど、市民や事業者の皆さんのご協力のおかげで、ごみの量は着実に減っています。

皆さんの心がけの一つ一つが、ごみ処理の経費や温室効果ガスの削減につながります。

これからも、使い捨てのプラスチックや食品ロスを減らし、ごみ減量（Reduce）・再使用（Reuse）・再資源化（Recycle）の3Rをさらに進めるため、皆さんのご協力をお願いします。



こんなことやってます！

市内事業所の取組



事業ごみと家庭ごみの違いや、リサイクルできる紙類の分別を会社で周知し、可燃ごみの減量に成功しました。



商品の梱包材や容器など、繰り返し使えるものは再使用しています。



分別に迷うごみを一時保管するボックスを設置し、まちがいを減らしています。



商品として使用しない余った材料を地元の学校などに提供しています。



廃棄物の収集業者さんと情報交換して、注意点などを従業員に知らせています。

